

市民との意見交換からはじまる地方自治

大分市議会 議長 永松弘基

大分市議会基本条例 第5条 市民と議会の関係

■市民意見交換会の開催

「議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。」と規定

平成27年 市民意見交換会

■ 13地区の公民館等で11月9日～14日に開催

〈内容〉

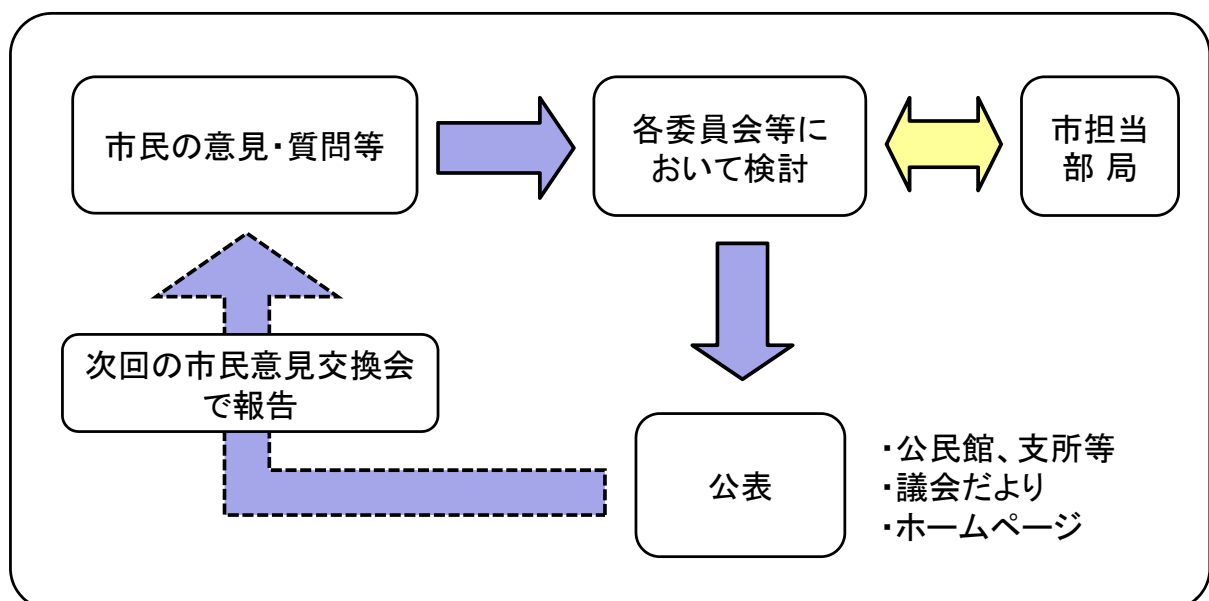
1. 議会からの報告

- ①議会改革の取り組み
- ②昨年の市民意見交換会で出された
意見・質問等への対応
- ③大分市民のころといのちを守る条例について

2. 市議会及び市政への意見

2

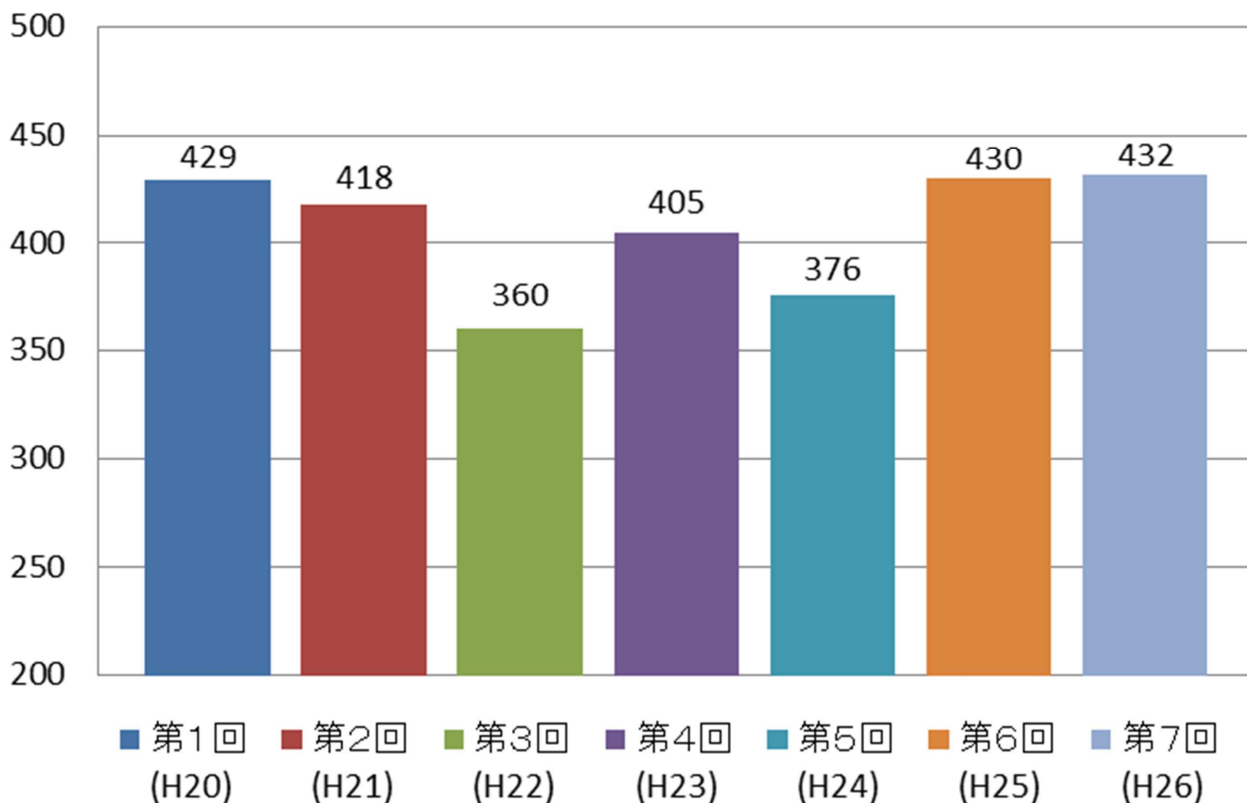
市民意見交換会での意見・質問等の 取り扱いの流れ



3

市民意見交換会の参加者数の推移

人



4

平成27年『市民意見交換会』のチラシ

一般用

大分市議会 市民意見交換会

市議会では、市民の皆さんに開かれた議会を目指して、意見交換会を開催します。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

あなたの声をお聞かせください

平成27年
開催期間 **11月9日(月)～11月14日(土)**
時 間 **午後7時～午後8時30分**
※大分南部公民館・南大分公民館は、午後2時～午後3時30分

開催日	場 所	開催日	場 所
9日(月)	佐賀間市民センター 野津原市民センター コンパルホール(中央公民館)	12日(木)	大分東部公民館 大南市民センター 明治野公民館
10日(火)	穂田市民行政センター 大庄市民センター 大分西部公民館	13日(金)	坂ノ市市民センター 大分南部公民館*
11日(水)	大分西部公民館 鶴崎市民行政センター	14日(土)	南大分公民館*

テーマ

- 議会からの報告／●議会改革の取り組み
●昨年の市民意見交換会における意見・質問等への対応
●大分市民のごところといのちを守る条例について
- 市議会及び市政への意見

〈問い合わせ先〉 議会事務局 議事課 ☎537-5645

若者向け

大分市議会 市民意見交換会

あなたの声をお聞かせください

市議会では、市民の皆さんに開かれた議会を目指して、意見交換会を開催します。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

開催期間 **2015 11.9 [MON]～11.14 [Sat]**
時 間 **19:00～20:30**
※大分南部公民館・南大分公民館は、14:00～15:30

開催日	場 所	開催日	場 所
9日(月)	佐賀間市民センター 野津原市民センター コンパルホール(中央公民館)	12日(木)	大分東部公民館 大南市民センター 明治野公民館
10日(火)	穂田市民行政センター 大庄市民センター 大分西部公民館	13日(金)	坂ノ市市民センター 大分南部公民館*
11日(水)	大分西部公民館 鶴崎市民行政センター	14日(土)	南大分公民館*

テーマ

- 議会からの報告
 - 議会改革の取り組み
 - 昨年の市民意見交換会における意見・質問等への対応
 - 大分市民のごところといのちを守る条例について
- 市議会及び市政への意見

〈問い合わせ先〉 議会事務局 議事課 ☎537-5645

5

中心市街地でのPRの様子

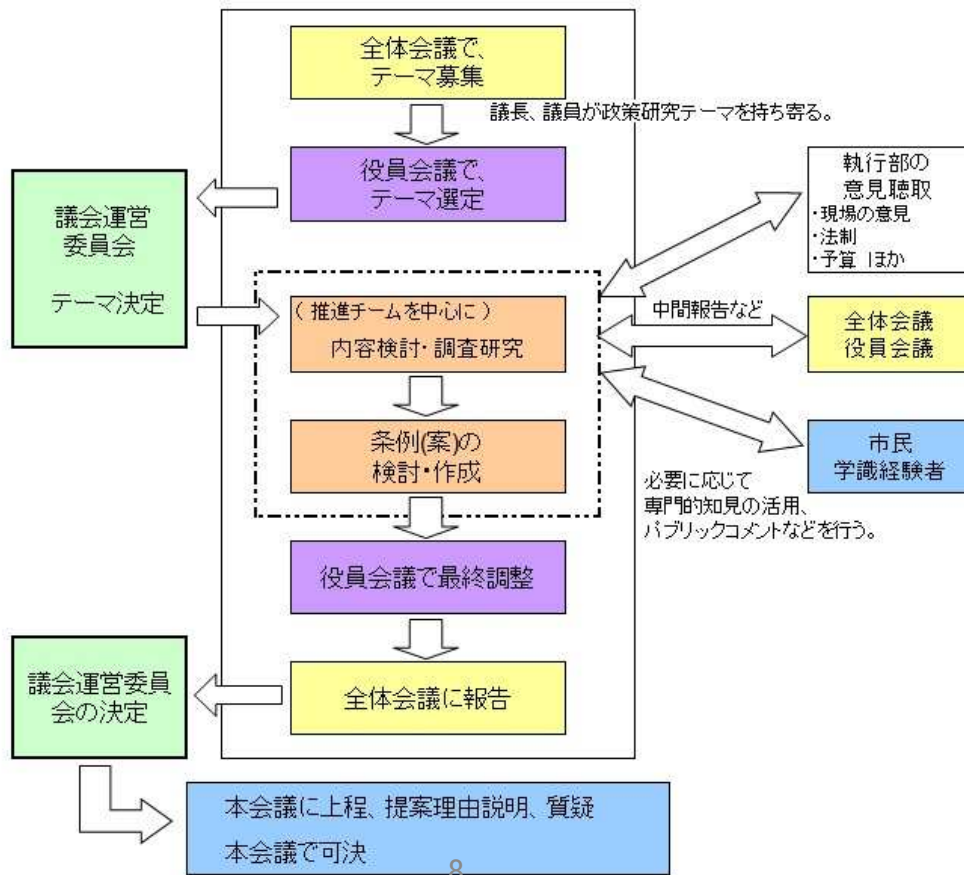
9/29 中心市街地
10/23 大学付近の駅
10/31 郊外商業施設



大分市議会 議員政策研究会

- 党派、会派を超えて条例等を提案
- 構成員は、すべての議員
- 政策課題を議員から募集し、
全会一致で決定
- 具体的に調査・研究する推進チームを設置
- 市民や学識経験者と意見交換

政策条例づくりフロー図



大分市議会 議員政策研究会

これまでの実績

- ・大分市議会基本条例 … 平成20年制定
- ・大分市子ども条例 …… 平成23年制定
- ・災害対策に関する提言 … 平成24年提言
- ・大分市民のころと
いのちを守る条例 …… 平成27年制定

「大分市民のころといのちを守る条例」

1. 専門家との意見交換

○民生委員・児童委員

- ・ゲートキーパー研修の受講者
- ・7校区協議会

○「大分いのちの電話」

○臨床心理士

○「大分県ころとからだの相談支援センター」

○「NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク」

「大分市民のころといのちを守る条例」

2. 市民意見交換会

平成25年

自殺を取り巻く現状、
条例制定の必要性について

平成26年

条例の骨子(案)について

「大分市民のこころといのちを守る条例」

3. パブリックコメント

○骨子(案)に対する意見・・・46件

○条例(案)に対する意見・・・10件

大分市議会基本条例 第5条 市民と議会の関係

■**請願者、陳情者の意見を聴くよう努める。**

「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。」と規定

請願・陳情受理状況

	請願・陳情 受理件数	左欄の受理件数のうち	
		意見陳述 希望件数	意見陳述 実施件数
平成21年	19件	3件	1件
平成22年	25件	3件	3件
平成23年	14件	4件	4件
平成24年	31件	16件	16件
平成25年	16件	10件	9件
平成26年	45件	20件	20件
平成27年※	25件	17件	17件

※平成27年は第3回定例会までの件数。

14

大分市議会基本条例 第11条 委員会の運営

■ 委員会は、市民との意見交換等に努める。

「委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。」と規定

委員会と市民との意見交換

議会基本条例の施行からこれまで、16回実施

子ども育成・行政改革推進特別委員会

■研究テーマ

「家庭・学校等・地域の

連携強化に対する行政の支援について」

「子ども施策に関する行政組織の一元化」

■子どもの関係団体との意見交換

- ・小中学校長会
- ・PTA連合会
- ・教職員組合大分支部
- ・青少年健全育成連絡協議会



「子ども育成の施策等に関する提言書」

16

JRおおいたシティ



大分県立美術館





高崎山自然動物園
シャーロットちゃん

18



大分が誇る 関さば・関あじ

19

大分に来ちよくれ～

